

公 示

特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

特定旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和2年11月27日

関東運輸局長	河村	俊信
東京運輸支局長	伊藤	義久
神奈川運輸支局長	中澤	延夫
埼玉運輸支局長	菅谷	好孝
群馬運輸支局長	石川	雄司
千葉運輸支局長	五十嵐	康夫
茨城運輸支局長	磯田	久
栃木運輸支局長	中里	直之
山梨運輸支局長	荷見	雄二

記

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け関自監旅第300号、関自旅一第801号、関自保第319号。以下、「公示」という。）を準用する。

この場合において、「一般乗合旅客自動車運送事業」とあるのは、「特定旅客自動車運送事業」と読み替えるものとする。

また、違反事項ごとの行政処分等の量定は公示別表に基づき行うものとする。

なお、「特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月22日付け監自監旅第256号、関自旅一第983号、関自旅二第1349号、関自保第333号 平成29年3月16日一部改正。以下、「従前の規定」という。）は廃止する。

附 則

- 1 . (令和 2 年 1 1 月 2 7 日 関自監旅第 2 1 5 号、関自旅一第 9 2 2 号、関自旅二第 1 6 7 9 号、関自保第 2 0 4 号)

本公示は、令和 2 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

- 2 . 本公示の施行の前日に確認した違反行為であって、本公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分を行う場合、本公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 . 本公示の施行の前日に、従前の規定に基づき付された違反点数は、本公示により付されたものとして取り扱うものとする。